

主文目録記載例集

目 次

主文目録記載例集	1
◀基本編▶	2
【C P・通常型】	2
主文目録の記載例①（投稿 I P 型一発信者情報目録の記載例①②対応）	2
主文目録の記載例②（特定 I P 型一発信者情報目録の記載例③④対応）	3
【A P・通常型】	4
主文目録の記載例③（発信者情報目録の記載例⑩⑪対応）	4
【A P・2号限定型】	5
主文目録の記載例④（下位 A P 判明済み一発信者情報目録の記載例⑩⑪対応）	5
【その他・1号限定型】	6
主文目録記載例⑤（発信者情報目録の記載例⑫⑬対応）	6
◀応用編▶	7
【応用例① C P・発信者情報目録記載例⑤と③の組合せの場合】	7
【応用例② A P・発信者情報目録記載例⑧と⑩の組合せの場合】	8
【応用例③ A P・発信者情報目録記載例⑨→⑪に訂正する場合】	10

【注意事項】

この記載例集は、あくまでも参考のための例であって、書籍等を参考にしてプロバイダに応じた記載をすることを妨げるものではなく、従前まで問題なく用いられてきた書式をこの記載例に合わせて変える必要はありません。

《基本編》

【CP・通常型】

主文目録の記載例①（投稿IP型—発信者情報目録の記載例①②対応）

主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載1の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

【解説】

- 1 項イ : 投稿IP型（＝補充性疎明なし）の場合、1 項イの参照情報は無限定。IPアドレス等に限定しても差し支えない。
- 1 項ロ : 「記載2（2）を除く。」の形式の記載は、発信者情報目録記載の番号とのずれが生じやすい。そのため、「接続日時（タイムスタンプ）を除く。」の形式の記載によった。
- 2 項 : 氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、提供の必要性が典型的にないので対象から除外する。

主文目録の記載例②（特定 I P 型—発信者情報目録の記載例③④対応）

主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載 1 の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載 1 の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載 1 の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

【解説】

- 1 項イ : 特定 I P 型（＝補充性疎明あり）の場合、1 項イの参照情報は特定発信者情報に限定される。アカウント情報を含む記載は認められない。
- 1 項ロ : 「記載 2（2）を除く。」の形式の記載は、発信者情報目録記載の番号とのずれが生じやすい。そのため、「接続日時（タイムスタンプ）を除く。」の形式の記載によった。
- 2 項 : 氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、提供の必要性が類型的にないので対象から除外する。

【A P ・ 通常型】

主文目録の記載例③（発信者情報目録の記載例⑩⑪対応）

主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

【解説】

- 1 項イ : A P の場合、5 条 1 項・2 項にかかわらず、参照対象は基本的に無限定。
- 1 項ロ : 「記載 2（2）を除く。」の形式の記載は、発信者情報目録記載の番号とのずれが生じやすい。そのため、「接続日時（タイムスタンプ）を除く。」の形式の記載によった。
- 2 項 : 氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、提供の必要性が類型的にないので対象から除外する。

【A P ・ 2号限定型】

主文目録の記載例④（下位A P判明済み一発信者情報目録の記載例⑩⑪対応）

主文目録

相手方が、申立人から、申立人が〇〇株式会社（住所：東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号。以下同じ）に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、〇〇株式会社に対し、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

【解説】

- ・ A Pが下位A Pの氏名と住所を任意開示した場合に用いる。
- ・ 法の明文はなく、解釈による主文である。
- ・ A Pが下位A Pに対し、C Pから提供されたI Pアドレス等を任意に提供する場合において、この提供命令が必要か否かも解釈による。

【その他・1号限定型】

主文目録記載例⑤（発信者情報目録の記載例⑫⑬対応）

主文目録

相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

- イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
- ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨

【解説】

- ・主にホスティングプロバイダ（レンタルサーバー業者）に対し、レンタル契約の相手方たるサイト管理者（他の開示関係役務提供者）の氏名及び住所を提供命令で提供してもらうために利用する。
- ・サイト管理者自身が侵害情報の発信者とうかがわれる場合は利用できない。
- ・ホスティングプロバイダの場合（記載例⑫）、主文イについては、「契約しているサイト管理者の氏名等情報が特定できる＝イ」、主文ロについては、「投稿時の接続元IPアドレス等のアクセスログは、サイト管理者との契約により利用権限がないため不保有＝ロ」として、イにもロにも当たるという現象が生じ得る。

《応用編》

【応用例① CP・発信者情報目録記載例⑤と③の組合せの場合】

主文目録 (※記載例②の応用)

1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨

2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

別紙

発信者情報目録

- 1 別紙2記載の記事の投稿に用いられたアカウントに登録された以下の情報
 - (1) 電話番号
 - (2) 電子メールアドレス
- 2 別紙2記載の記事の投稿に用いられたアカウントに係る以下の情報
 - (1) 当該アカウントを作成した際の通信に係る接続元IPアドレス及び接続日時（タイムスタンプ）
 - (2) 上記記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントへのログイン時の通信に係る接続元IPアドレス及び接続日時（タイムスタンプ）

別紙

投稿記事目録

- 1 アカウント名 ○○
投稿日時 20○○/○○/○○ 12:00:00 (J S T)
閲覧用URL https://○○○.○○○...
投稿者URL https://○○○.△△△...

【応用例② AP・発信者情報目録記載例⑧と⑩の組合せの場合】

主文目録（※記載例③の応用）

1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。

イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合 その旨

2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

別紙

発信者情報目録

1 別紙投稿記事目録記載の記事に係る接続元IPアドレスを接続日時に割り当てられ、別紙投稿記事目録記載の接続先IPアドレスに接続した通信回線の上記接続日時時点における契約者又は管理者に係る以下の情報

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス

2 別紙投稿記事目録記載の記事に係る接続元IPアドレスを接続日時に割り当てられ、別紙投稿記事目録記載の接続先IPアドレスに接続した通信回線に係る以下の情報

- (1) 接続元IPアドレス
- (2) 接続日時（タイムスタンプ）
- (3) SIM識別番号
- (4) 利用管理符号

投稿記事目録

- 1 アカウント名 ○○
投稿日時 20○○/○○/○○ 12:00:○○ (J S T)
閲覧用URL https://○○○.○○○...
投稿者URL https://○○○.△△△...
接続元 I P アドレス 192.168.○○.○○○
接続日時 20○○/○○/○○ 11:45:○○ (J S T)
接続先 I P アドレス 192.168.○○○.○
○○.○○.○○○.○
以上のいずれか

【応用例③ AP・発信者情報目録記載例⑨→⑪に訂正する場合】

主文目録 (※記載例④の応用)

相手方が、申立人から、申立人が〇〇株式会社に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、〇〇株式会社に対し、別紙発信者情報目録記載の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

別紙
発信者情報目録
1 別紙投稿記事目録記載の記事に係る東京地方裁判所令和〇年(モ)第〇〇〇号提供命令申立事件の令和〇年〇月〇日付け提供命令に基づき〇〇(CP)から相手方に提供された発信者情報により特定される通信回線の契約者又は管理者に係る以下の情報
(1) 氏名又は名称
(2) 住所
(3) 電話番号
(4) 電子メールアドレス
1 別紙投稿記事目録記載の記事に係る東京地方裁判所令和〇年(モ)第〇〇〇号提供命令申立事件の令和〇年〇月〇日付け提供命令に基づき〇〇(CP)から相手方に提供された発信者情報により特定される通信回線に係る以下の情報
(1) 接続元IPアドレス及び接続日時(タイムスタンプ)
(2) 接続元ポート番号
(3) 接続先IPアドレス
(4) SIM識別番号
(5) 利用管理符号

別紙
投稿記事目録
1 スレッドタイトル 〇〇
投稿番号 〇〇
投稿日時 2024/〇/〇 〇〇:〇〇:〇〇
閲覧用URL https://www.〇〇〇.〇〇.com